

弁理士

【2020年合格目標】 特別公開講座
仕事も年収も勉強方法も一挙公開！
江口 裕之 LEC専任講師

LEC 東京リーガルマインド



0 001313 182612

MM18261

「仕事も年収も勉強方法も一挙公開！」

1. 仕事

(1) 企業活動と知的財産権

国際的な業務

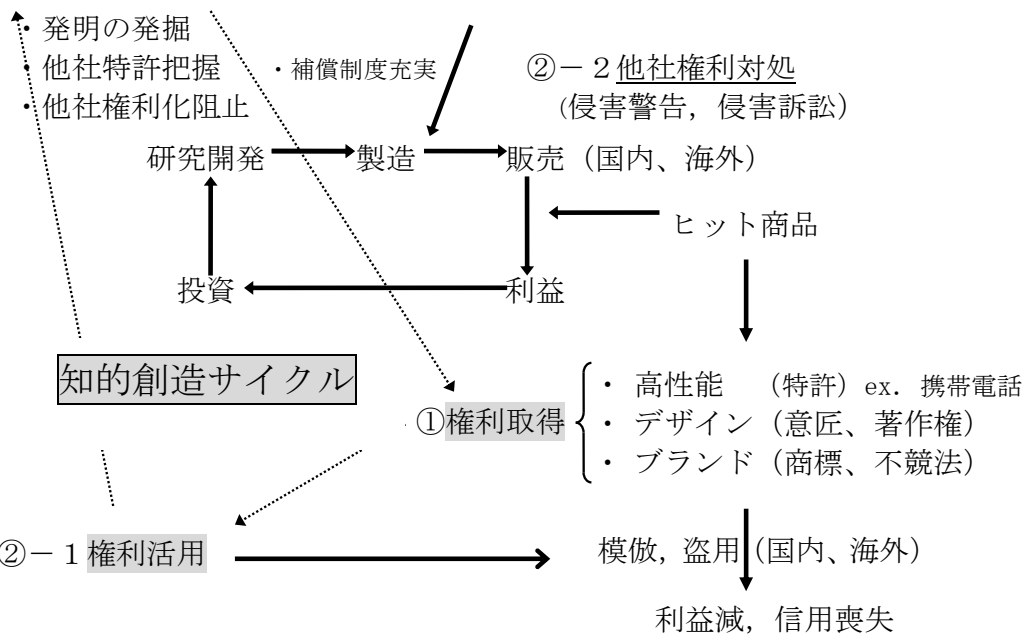
知的財産権の侵害

=> 差止請求、損害賠償請求という強大な法的効果

企業活動（知財を作る、取る、使う、かわす）（内外）

③ 知的財産の創造・開発支援

他社知的財産権（国内、海外）



弁理士の業務範囲の拡大

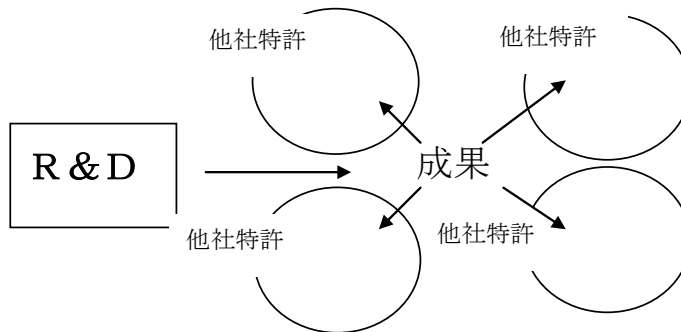
- ・ 著作権、不正競争の仲裁
- ・ 関税定率法による水際措置の申し立てなど
- ・ 実施許諾などの交渉、契約書作成など
- ・ 特許権侵害訴訟代理（付記弁理士）

④ 情報の活用

- ・ 人（出願人、発明者）、技術（課題、手段、効果）、時（出願時、公開時）
- ・ 審査の情報（他者特許との関連性）

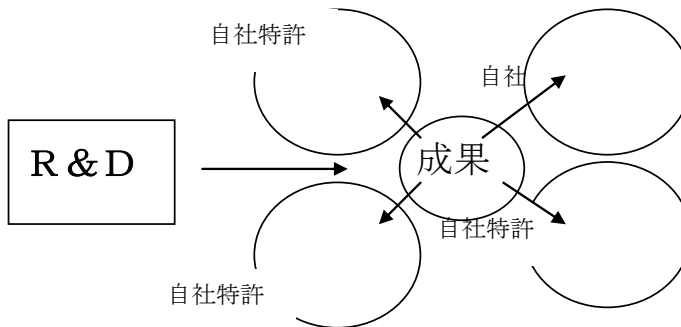
(2) 権利取得 (取る)

- ・ 不十分な知的財産管理



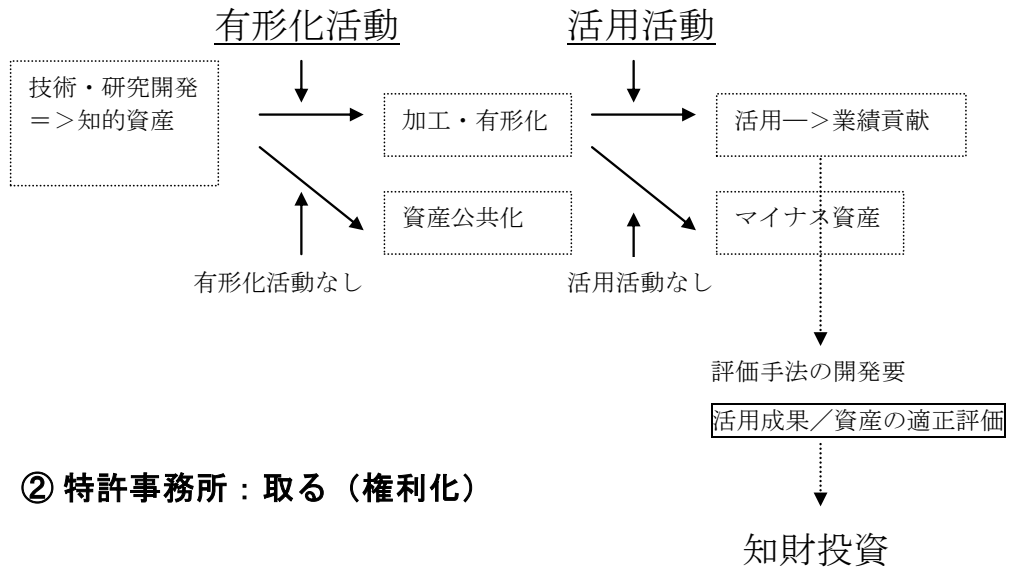
成果の公共化、改良・周辺特許の実施不可
=> R & Dの成果の無資産化

- ・ 適正な知的財産管理

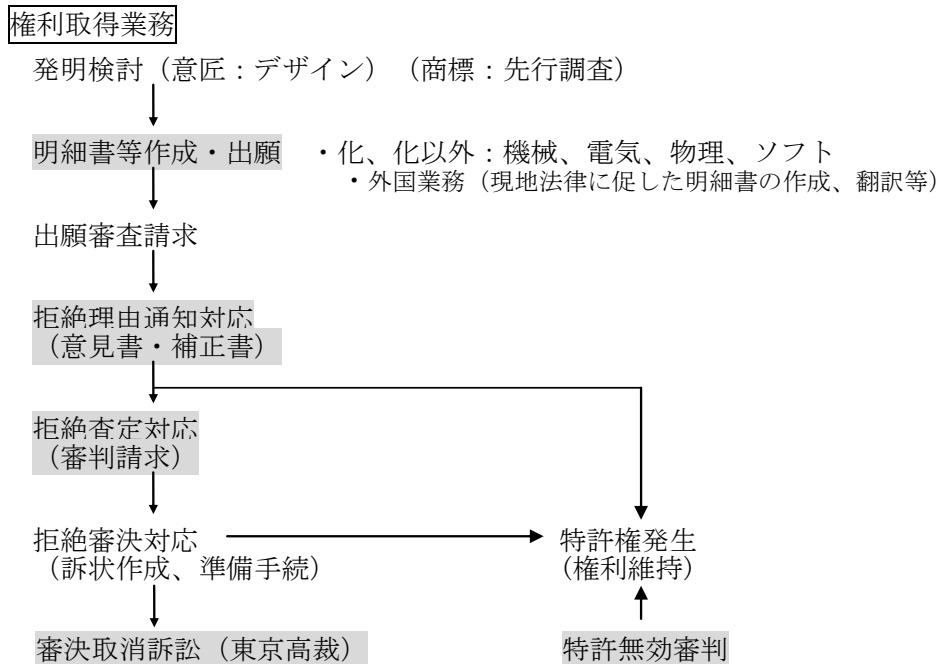


自社の成果、他社は改良・周辺特許独占
=> R & Dの成果の有形資産化

① 会社：使う（活用）=>権利化(取る)、管理、しくみづくり

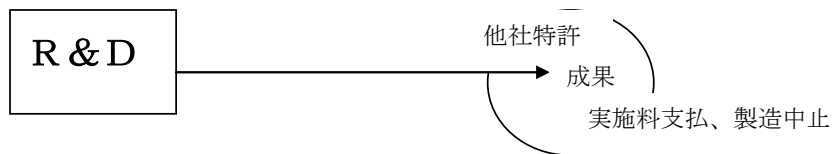


② 特許事務所：取る（権利化）

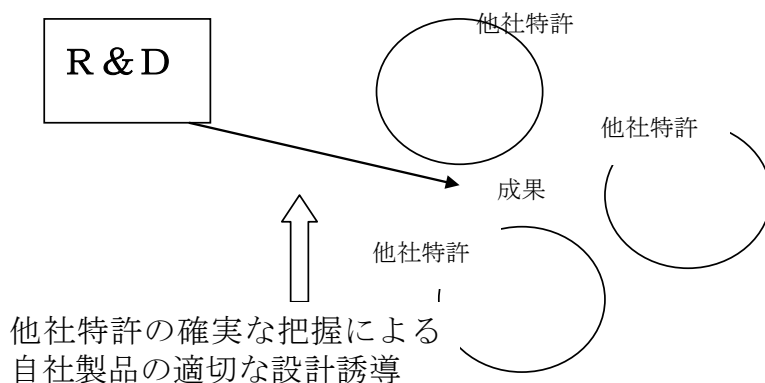


(3) リスク管理 (かわす)

- ・ 不十分な知的財産管理



- ・ 適正な知的財産管理



① 会社 :

- ・ しゅみづくりと実行 (事業貢献対象の選別、障壁形成)
- ・ 特許調査、対処 (設計変更、無効調査、ライセンス交渉)
- ・ 獲得知財の活用による技術・事業戦略の実行

② 特許事務所 :

- ・ コンサル
- ・ 特許調査、検討、対処 (無効調査、ライセンス交渉) 代理

(4) 情報の活用

- ・ 人 (会社、技術者)、時期、技術の情報 => 活用 !!

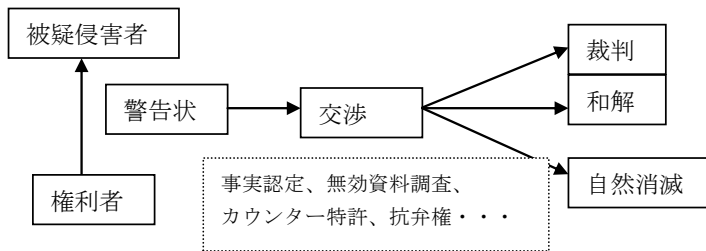
2. 権利活用

(1) 活用パターン

①市場価値戦略、②防衛戦略、③独占戦略、④収益戦略など

業績寄与

(2) 交渉パターン



- ・ 知的財産権に基づき侵害排除（競合製品の排除） → 開発品の高収益確保
- ・ 知的財産権に基づき損害賠償請求 → 過去の損失回復
- ・ 知的財産権開放による実施料確保 → ライセンス収入

(3) 侵害警告、侵害対応

- ・ 知財部、技術部のスキルアップ（特許関連、交渉、契約など）
- ・ 警告、訴訟に対する適格な対処
- ・ 外国特許侵害対処：弁護士との連携、キーマンの要請
- ・ 仮想事例 1
A社がB社を米国で侵害訴訟提起
B社は公知資料、自社特許でカウンター訴訟
ディスカバリー
両社疲労で和解（両者の弁護士費用は1-3億/年）
- ・ 仮想事例 2
マフィア（パテントトロール）がK社とP社に警告
K社は1億で和解
P社は徹底抗戦で1年後に和解（1億円和解金、弁護士費用2億）
- ・ 仮想事例 3
マフィア（パテントトロール）がK社とP社に警告
K社は1億で和解
P社は徹底抗戦で和解
K社に警告続出

3. 弁理士将来性、必要能力

非常に有望：産業成熟により新技術、アイデアが生き残りのカギ

知的財産の活用不可欠

知的財産業務の多様化、弁理士の業務範囲の拡大

業務範囲：

- ・特許、実用新案、意匠、商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続、及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続の代理
- ・これらの手続に係る事項に関する鑑定
- ・特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続の代理
- ・特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談
- ・関税定率法に規定する認定手続に関する税関長に対する所定の手続代理など
- ・特許、実用新案、意匠、商標に関し審決に対する知財高裁への審決取消訴訟の代理人
- ・特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件の訴訟代理人（特定侵害訴訟代理業務試験に合格、付記を受けることが条件）
- ・世界各国への外国出願、中間処理（対特許庁）、訴訟のリエゾン

要求される能力広範⇒多様な分野で多様な能力発揮可⇒やりがい

- ・ 出願書類の作成力
- ・ 各種分野の技術的理解力（機械、電気、画像処理、ソフト、化学、バイオ、医薬など）
- ・ 発明のポイントを抑え、強い権利として仕上げる能力
- ・ 中間処理（対特許庁）対応、審判対応
- ・ 拒絶のポイント把握、登録性を説得する論旨の組み立て能力
- ・ 交渉力
- ・ 各法律知識（知的財産権、民法、民事訴訟他）
- ・ 判例知識（法律判断をした判例）
- ・ 訴訟能力（訴訟戦略、実務）
- ・ 各国法令の知識（米、欧、アジアなど）
- ・ 英文力（ドラフト、コレボン）など

4. 年収

大学、企業、事務所、事務所経営

5. 弁理士となるためには

■弁理士試験に合格

- ・短答：特、実、意、商、条、著、不正競争（合格翌年から2回免除）
- ・論文：特・実、意、商、選択（但し、大学院修了者等免除）

■弁理士登録

6. 勉強方法

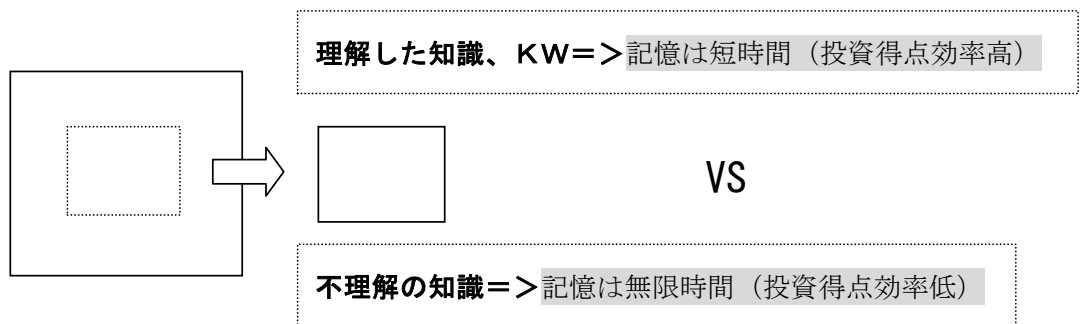
(1) 一般論

- ・試験に出る所のみ、短期に理解し、短期に記憶をする。
- ・読む、書く、しゃべる能力をつける

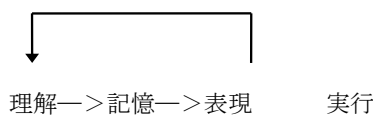
(2) 具体論

- ・絞る（試験に出やすい箇所に絞り込んだ学習）
- ・分かる：短期に砕いて理解=>知識のトリガーが発生
- ・入れる：短期に入れて、長期に残す=>重要
- ・出す：時間内に間に答える

①方法論1（必要最小限の内容を必要最小限の時間で真に理解及び記憶）



②方法論2（頭に残す学習法）



③方法論3（ひたすら素直に努力）

特許法100条

- ・特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- ・法律要件：特許権の侵害又はそのおそれ
- ・法律効果：その侵害の停止又は予防の請求

<問題1>

甲は自転車Aの特許権者であるが、乙が自宅で組み立てた自転車Aを個人的に使用している事実をつかんだ。甲は乙の使用行為を差止めることができるか。

<解答>

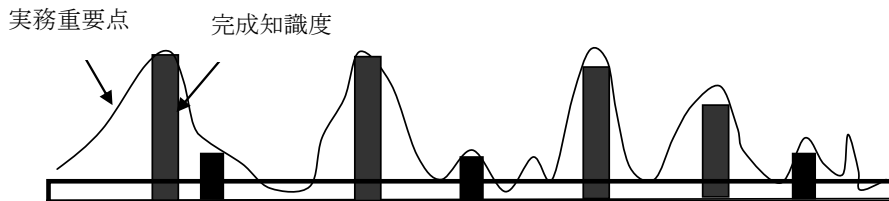
(法律要件)

- ・甲の差止請求は、乙の行為が特許権を侵害し、又はそのおそれがある場合に認められる(100条1項)
- ・ここで、特許権の侵害とは、正当理由、権原なく第三者が特許発明を業として実施することをいう(特許法68条)。
- ・また、「業として」とは、事業としての意味であり、事業活動以外の個人的・家庭的な行為は除かれる(本問への当てはめ)
- ・乙の使用は個人的なもの⇒「業として」の使用にあたらぬ⇒特許権を侵害しない

(結論)

- ・従って、甲は乙の使用行為を差止めることはできない。

江口クラスのゴール



7. 江口クラス (入門講座) の講義方針

	江口クラス	
入門講座	1年合格可能な講義 (受講生のためになる) (当初半年がきつい) 真に理解し、残せる講義	全員が表面的に喜ぶ講義 (当初半年楽)
入門基礎	・短答出題範囲をほぼ網羅 (オリジナルレジュメ) ・背景を含めた知識のネットワーク ・基礎項目は重点的 (コアレジュメ) ・過去問 10年分 ・常に自宅学習、記憶を訓示 (自宅学習が極めてきつく感じる)	・テキストに沿って基礎項目のみ 過去問は後回し ・理解は表面的 (楽しんで理解した気持ちになり、自宅学習もきつくないので楽)
入門論文	論文基礎事例問題 (基礎ほぼ網羅)	・入門基礎のまとめ
入門短答	・逐条により解説、過去問 (半年間の蓄積から非常に楽)	・逐条により解説、過去問 (不知知識が山済み、きつい)
結果	・多くの受験生が喜ぶ	・一握りの賢者が喜ぶ

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MM18261